

平成 29 年度
「船用品等に関する法令研究及び情報提供」
事業報告書

1. 事業目的

舶用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）により採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。本会としては、関係条約の改正等に随時対処しているところであり、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、本会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに舶用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行い、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて当会の調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行う。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

2. 事業の内容(計画)

- (1) 舶用機器及び船用品に関する関係条約、国内関係法令の改正等に係る調査研究を実施し、検査関係資料を取りまとめ、会員等に提供する。
- (2) 海外における船用品の実情調査並びに船用品の製造事業場及び整備事業場の品質管理の実情調査を実施するとともに、船用品の流通状況を実情調査し、情報を取りまとめ、会員に配布する。
- (3) 条約改正に伴う国内関係法令の改正等に関する会員からの要望調査の取りまとめや、対応策の検討を行う他、法令改正等に係る説明会を適宜開催する。
- (4) 当会の調査研究成果について適宜公表し、かつ、基準の改正等に役立てる等その有効利用を図る。

3. 事業の実施結果及び成果

3. 1 実施結果

本事業に係る委員会を2回開催して事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

- (1) 救命設備規則の新しいフレームワークの構築等について、IMO の船舶設備小委員会 (SSE) 及び海上安全委員会 (MSC) で検討・審議が予定されていたため、平成30年3月にロンドンにおいて開催された IMO の第5回設備小委員会 (SSE5) に有識者を派遣した。
- (2) 船舶安全法・海洋汚染防止法関係法・省令・告示の一部改正及び同改正に伴う関連通達等の改正の内容に関する情報を適宜速報する等、関係会員に対する情報提供を行った。
- (3) 法令改正説明会を次により広島市及び東京都において開催した。

演題は「海事行政の最近の動向について」と題して、現在、国土交通省海事局で推進されている「海事生産性革命 (i-Shipping)」、「自動運航船の導入」、「先進船舶制度」、「内航船の省エネ格付け制度」等様々な施策や「IMO における GHG 削減戦略」、「シッピングサイ

クル条約」の批准に向けた動き、「SOx規制」への対応など海事関係者にとって大変関心の深いテーマについて、その政策を立案・推進され、また、条約の採択に重要な役割を演じられた大坪海事局次長に解説して頂いた。

実施日	場 所	実 施 内 容
H30. 3. 6(火)	ホテルグランヴィア 広島 (広島市) (参加者 94名)	演題：「海事行政の最近の動向に関するセミナー」 第1部 海事行政の最近の動向について 国土交通省海事局 次長 大坪 新一郎 (1) 海事生産性革命 (i-Shipping) (2) 自動運航船の導入と実証事業 (3) 「先進船舶」制度の創設 (LNG 燃料船の普及促進)
H30. 3. 13(火)	東海大学校友会館 (東京都千代田区) (参加者 84名)	(4) GHG 削減戦略と削減目標 (IMO における GHG 削減の議論) (5) 内航船の省エネ格付け制度の運用 第2部 海事行政の最近の動向について(その2) 国土交通省海事局 次長 大坪 新一郎 (6) シップリサイクル条約への対応 (国際動向と国内法制化) (7) SOx 規制対応

- (4) 「舶用品に係る海外調査」として、平成30年3月11日～18日にかけて会員等総勢9名で、オランダ及びギリシャにある救命艇等の整備事業者及び救命艇等の整備事業者認定を行っている日本海事協会 (NK) ロッテルダム事務所及びピリウス事務所を訪問し、整備等の状況及び日本籍船の救命艇の検査の実状について調査した。



NK ロッテルダム事務所

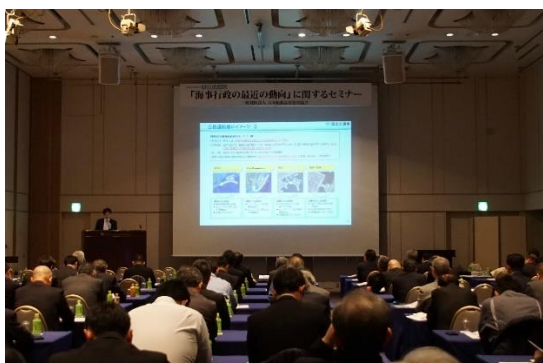


Benemar 社 (アテネ)

3. 2 事業の成果

- (1) 国際海事機関（IMO）等への情報提供に関しては、平成30年3月12日～16日にロンドンにおいて開催されたIMOの船舶設備小委員会（SSE5）に有識者を派遣して、我が国から提案している「全閉型救命の換気を適切に確保するためのLSAコード改正案」の説明に努めた結果、換気装置の設置義務化の改正案が最終化された。その他、海外の関係者との情報交換を行った。
- (2) SOLAS条約、MARPOL条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMOの各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載する等の方法により会員等に周知した。特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。
- (3) 法令改正説明会を広島市及び東京都で開催した。各会場とも関係事業者等の関心は高く、アンケート調査の結果、説明は丁寧で分かり易く今後もこのような説明会を実施してほしい等の要望が多く寄せられ、説明会は盛況裏に終了した。（参加者数：広島会場 94名、東京会場 84名）

「海事行政の最近の動向」に関するセミナーの状況



広島会場



東京会場

- (4) 「舶用品に関する海外調査」では、オランダ及びギリシャにおける救命艇の整備の現状について、IMBVbv社（ロッテルダム）、Benemar社（アテネ）、Safety Engineering Services社（ピリウス）及びMarita Hellas社（ピリウス）を訪問し、救命艇等の整備実績、他国政府による事業者認定の取得状況、スペアパーツの入手方法、整備記録の作成・保管状況、救命艇整備に関する品質管理状況等について詳しく調査することが出来た。また、日本海事協会（NK）現地事務所（ロッテルダム及びピリウス）との意見交換によって、各事務所管内におけるNK船級の事業者認定を受けた救命艇等の整備事業者の実状及び救命艇の検査の実状を知ることが出来た。この海外調査を通じて得られた情報は、国土交通省で策定される救命艇装置の整備に関する基準に反映されることとなる。

事業成果物

- (1) 法令改正説明会 「海事行政の最近の動向」に関するセミナー資料
- (2) 欧州における救命艇等に関する整備事業の実態調査報告書